川崎市土地開発公社事業資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市土地開発公社事業資金貸付要綱(以下「要綱」という。)第4条第2項及び第3項に定める繰上償還に関し、必要な事項を定めるものとする。

(繰上償還)

- 第2条 川崎市土地開発公社(以下「公社」という。)は、要綱第 2条に定める貸付対象となる土地が譲渡処分された場合には、貸 付金を繰上償還するものとする。
- 2 繰上償還は、貸付対象毎の貸付額を償還するものとする。
- 3 公社は、繰上償還する場合には、貸付の対象となる土地が譲渡処分された翌年度の5月末日までに行うものとする。
- 4 公社は、繰上償還をする場合には、市に繰上償還申出書(第 1 号様式)を提出し、市はそれに基づき繰上償還通知書(第 2 号様 式)により公社に通知するものとする。
- 5 公社は、繰上償還する場合に、貸付相当額を市に返済するものとする。

附則

この要領は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この要領の変更は、平成14年1月1日から施行する。

附則

この要領の変更は、 令和元年5月1日から施行する。